

兵庫県公報

平成19年3月16日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



(兵庫県民の旗=県旗)

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

目次

条 例	ページ
○兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（青少年課）	7
○使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	8
○兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（税務課）	30
○職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（人事課）	35
○兵庫県公益認定等委員会条例（文書課）	36
○兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（大学課）	38
○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（疾病対策課）	39
○動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	40
○兵庫県老人介護ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（高齢福祉課）	41
○兵庫県立知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	42
○産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例（環境整備課）	44
○ため池の保全に関する条例の一部を改正する条例（農地整備課）	46
○森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例（林務課）	46
○景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例（景観形成室）	47
○兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	49
○兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（教育委員会事務局障害児教育室）	50
○兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例（教育委員会事務局考古博物館開設準備室）	55
○美術品等取得基金条例の一部を改正する条例（同）	58
○兵庫県留置施設視察委員会条例（警察本部留置管理課）	59
○兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	60
○兵庫県職員定数条例の一部を改正する条例（同）	61
○拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例（警察本部公安第二課）	62
○警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課）	63
○兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局企画課）	64

公布された法令のあらまし

●兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第8号）

兵庫県立母と子の島（以下「施設」という。）は、親と子が海辺の自然体験活動を行う場として供用してきたが、このたび、瀬戸内の自然を生かした環境学習の拠点施設としての機能を付加して新たに供用することとし、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 施設の名称を兵庫県立いえしま自然体験センターに改める。
- 2 施設は、自然に親しみ、自然を理解し、自然と共に生きる体験をする機会を提供することにより、人と自然、人と人とのつながりを深めることに資するため、置くものとする。
- 3 施設は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 自然体験活動及び環境学習のために施設を県民の利用に供すること。
 - (2) 自然体験活動、環境学習、集団生活等の指導を行うこと。
 - (3) 青少年指導者、野外活動指導者、環境学習指導者等の研修を行うこと。

(4) その他センターの目的を達成するために必要な業務

4 次の有料施設の利用料金の基準額を定める。

区 分	基 準 額	備 考
研究室	1室1日につき 1,500円	「1日」とは、9時から翌日8時までの利用をいう。
海中観察用カヌー	1艇1時間につき 1,000円	

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（条例第9号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立学校授業料等徴収条例
- 6 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例
- 7 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例
- 8 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例
- 9 兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例
- 10 兵庫県立但馬技術大学校の設置及び管理に関する条例
- 11 兵庫県立農業大学校の設置及び管理に関する条例
- 12 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例
- 13 道路占用料の徴収等に関する条例
- 14 兵庫県港湾施設管理条例
- 15 兵庫県立都市公園条例
- 16 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑の設置及び管理に関する条例
- 17 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例
- 18 兵庫県立歴史博物館の設置及び管理に関する条例
- 19 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例
- 20 兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例
- 21 兵庫県立円山川公苑の設置及び管理に関する条例
- 22 警察手数料徴収条例
- 23 兵庫県病院事業の設置等に関する条例

●兵庫県税条例及び兵庫県税証紙条例の一部を改正する条例（条例第10号）

地方税法の一部改正により、現下の経済、財政状況等を踏まえつつ、持続的な経済社会の活性化を実現するためのあるべき税制の構築に向けた改革の一環として、個人県民税について県が市町に交付する個人の県民税に係る徴収取扱費の算定の方法が見直されること並びに上場株式等に係る個人県民税配当割及び株式等譲渡所得割の税率の特例の適用期限並びに特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例の適用期限が延長されること、自動車取得税について税率の特例措置が見直されること、狩猟税について網猟免許及びわな猟免許に係る税率が定められること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

1 管理職手当の特例

管理職手当の月額をその100分の10に相当する額を減じた額とする特例を、平成20年3月31日まで延長することとした。

2 特別職に属する常勤の職員及び教育長の給料月額及び期末手当の特例

(1) 給料月額の特例

給料月額について、知事にあつては100分の10、副知事にあつては100分の7、出納長、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の5、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の3に相当する額を減じた額とする特例を、平成20年3月31日まで延長することとした。

(2) 期末手当の特例

期末手当について、知事にあつては100分の10、副知事にあつては100分の7、出納長、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の5、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の3に相当する額を減じた額とする特例を、平成19年6月及び12月についても実施することとした。

●兵庫県公益認定等委員会条例（条例第12号）

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行により、公益法人の認定等に関する都道府県知事の諮問に対する答申等を行うため、都道府県に審議会その他の合議制の機関を置き、当該機関の組織及び運営に関して必要な事項は、政令で定める基準に従い、条例で定めるものとされることに伴い、兵庫県公益認定等委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

●兵庫県立大学の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

- 1 会計に係る理論及び応用を教授研究し、公認会計士等の高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識、卓越した能力、高い職業倫理観、国際的な視野等を培うため、兵庫県立大学の大学院に会計研究科を設置することとした。
- 2 兵庫県立大学の大学院環境人間学研究科について、新たに人と自然との共生を図るための実践的な知識及び技術を培う共生博物部門を三田市弥生が丘6丁目に設置することとした。
- 3 兵庫県立大学の自然・環境科学研究所について、新たに人と野生動物との調和のとれた共生社会の実現を目指した野生動物に関する調査及び研究を行う組織を丹波市青垣町沢野に設置することとした。

●感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（条例第14号）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正により、結核が同法の2類感染症として追加されるとともに、結核予防法が廃止されることに伴い、引用条文を改める等次に掲げる条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 職員の特殊勤務手当に関する条例
- 2 感染症診査協議会条例
- 3 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例
- 4 結核診査協議会条例
- 5 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例

●動物愛護センター設置条例の一部を改正する条例（条例第15号）

新たに動物愛護センター三木支所及び淡路支所を設置し、東播磨地域及び北播磨地域並びに淡路地域における動物愛護思想の高揚等、動物の適正な飼養及び保管並びに動物の収容等に関する事務並びに狂犬病の予防に関する事務を各支所において行うこととするため、動物愛護センターの所管区域について所要の整備を行うこととした。

●兵庫県老人休養ホームの設置及び管理に関する条例を廃止する条例（条例第16号）

兵庫県老人休養ホームについて、民間の施設としてより一層の充実が図られるよう、その施設を財団法人兵庫県勤労福祉協会に無償で貸し付けることとし、県立施設としての兵庫県老人休養ホームを廃止することとした。

●兵庫県立知的障害者援護施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（条例第17号）

平成19年4月から、兵庫県立知的障害者援護施設、兵庫県立身体障害者授産施設小野起生園、兵庫県立リハビリテーションセンター及び兵庫県立身体障害者福祉工場は、障害者自立支援法の規定による指定を受けて、同法に基づく指定障害福祉サービスを提供する施設に移行することとし、これらの施設の使用料について所要の整備を行うこととした。

●産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例の一部を改正する条例（条例第18号）

近年、不法投棄された廃棄物の約7割を占めている建設資材廃棄物について、新たな対策を講ずるため、次のとおり所要の整備を行うこととした。

- 1 定義
知事の許可を要する特定事業に該当する土砂埋立て等の面積規模を、土砂埋立て等に供する区域の面積が1,000平方メートル以上（現行3,000平方メートル以上）であるものとする。
- 2 県の責務
知事及び公安委員会は、監視体制の強化その他の施策について、緊密に連携して必要な措置を講ずるものとする。

3 解体工事の注文者の義務

解体工事の注文者は、建設資材廃棄物の処分に係る費用の適正な負担により、建設資材廃棄物の適正な処分の実施が確保されるよう努めなければならないものとする。

4 建設資材廃棄物の引渡完了報告等

(1) 解体工事の注文者から解体工事を直接請け負った者又は解体工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）は、当該解体工事に伴って生じた建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡し完了したときは、その日から15日以内に、規則で定めるところにより、建設資材廃棄物の搬出先の事業場の名称その他の規則で定める事項を知事及び当該解体工事の注文者（自主施行者にあつては、知事）に報告しなければならないものとする。

(2) 解体工事の注文者は、(1)による報告がなかったとき、又は当該報告の内容から見て建設資材廃棄物の処理が適正に行われていないと認めるときは、知事に対し、その旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

5 電子情報処理組織による産業廃棄物の管理の推進

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する者及び産業廃棄物の運搬又は処分を受託する者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めるところにより、電子情報処理組織を使用して産業廃棄物の適正な管理を行うよう努めなければならないものとする。

6 不適正処理監視員の設置

産業廃棄物等の不適正な処理を防止するための監視及び啓発を行うとともに、産業廃棄物等の不適正な処理の事案を早期に発見し、これに対する改善の指導を行うため、県に、不適正処理監視員を置くものとする。

●ため池の保全に関する条例の一部を改正する条例（条例第19号）

地方自治法の一部改正により、吏員制度が廃止されることに伴い、技術吏員の字句を専門的知識を有する職員に改める等所要の整備を行うこととした。

●森林整備地域活動支援事業基金条例の一部を改正する条例（条例第20号）

森林の適切な整備を通じた森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林の施業の実施に不可欠な森林の現況の調査その他の地域における活動を確保するための支援として、平成14年度から平成18年度までの期限付きで実施されてきた国の森林整備地域活動支援交付金の制度が、平成19年度から平成23年度まで継続して実施されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●景観の形成等に関する条例の一部を改正する条例（条例第21号）

県民の景観に関する意識の高まり等を背景に、地域の景観の将来像等を明確に示す必要性が高まっていることにかんがみ、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を定めることができるものとするとともに、周辺の景観への配慮を欠いた土石採取地、資材置き場等の空地の利用又は管理（以下「空地の利用等」という。）について、知事が、空地利用等景観基準を定め、当該空地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）に対し、必要な指導又は助言をすることができることとし、次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 地域景観形成等基本計画

(1) 知事は、自然的社会的諸条件からみて、広域の見地に配慮した景観の形成等を図る必要があると認める地域について、当該地域の景観の形成等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画（以下「地域景観形成等基本計画」という。）を定めることができるものとする。

(2) 地域景観形成等基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 地域景観形成等基本計画の区域

イ 地域景観形成等基本計画の目標

ウ イの目標を達成するために必要な景観の形成等に係る施策に関する事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、景観の形成等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 知事は、地域景観形成等基本計画を定めるに当たっては、景観形成等基本方針との整合を図るものとする。

(4) 知事は、地域景観形成等基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町長の意見を聴くものとする。

(5) 市町長は、必要があると認めるときは、地域景観形成等基本計画の変更を要請することができるものと

する。

(6) 知事は、地域景観形成等基本計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、景観形成審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴くものとする。

2 空地の利用又は管理

(1) 知事は、空地（土石の採取の跡地、建設資材の保管の用に供されている土地その他の知事が定める土地をいう。以下同じ。）の利用等について、空地利用等景観基準を定めるものとする。

(2) 知事は、空地の利用等が空地利用等景観基準に著しく適合しないと認めるときは、当該空地の所有者等に対し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。

(3) 知事は、(2)の指導を受けた者が正当な理由なく当該指導に従わないときは、当該者に対し、当該指導に係る空地の利用等の内容を空地利用等景観基準に適合させるために必要な措置をとるべきことを勧告することができるものとする。

(4) 知事は、(3)の勧告をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとする。

(5) 知事は、(3)の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができるものとする。

(6) 知事は、空地利用等景観基準の決定及び変更をしようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴くものとし、当該空地利用等景観基準の決定及び変更をしたときは、その内容を告示するものとする。

●兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第22号）

1 公立学校における少人数授業等きめ細かな指導の推進を図る一方、児童生徒数の増減を踏まえ、学校教職員の定数を100人増員することとした。

2 学校教育法の一部改正に伴い、盲学校、聾学校及び養護学校の字句を特別支援学校に改めることとした。

●兵庫県立盲学校、兵庫県立聾学校及び兵庫県立養護学校の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（条例第23号）

学校教育法の一部改正により、盲学校、聾学校及び養護学校の制度に代わり児童生徒等の個々のニーズに柔軟に対応し、適切な指導及び支援を行う観点から、複数の障害種別に対応した教育を実施することができる特別教育支援学校の制度が創設されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立考古博物館の設置及び管理に関する条例（条例第24号）

古代文化に関する県民の教養を高めるとともに、遺跡及び考古資料の活用を通じた県民の交流の場を提供することにより、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、兵庫県立考古博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

1 位置

加古郡播磨町大中

2 業務

(1) 古代文化に関する実物、模写、模造、模型、文献、図表、写真、フィルム、テープ等の資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、展示し、及びこれを県民の利用に供すること。

(2) 古代文化に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。

(3) 博物館資料に関する研究等のために博物館の施設を県民の利用に供すること。

(4) 博物館資料の利用に関して必要な説明、助言及び指導を行うこと。

(5) 古代文化に関する学術調査及び研究を行うこと。

(6) 他の博物館、研究機関、遺跡及び考古資料を保存し、管理する団体等と相互に協力及び連携を行うこと。

(7) その他博物館の目的を達成するために必要な業務

3 施行期日

平成19年4月1日。ただし、2(1)（博物館資料の展示及び利用に係る部分に限る。）及び(4)は、同年10月1日

●美術品等取得基金条例の一部を改正する条例（条例第25号）

新たに設置する兵庫県立考古博物館において、美術品等取得基金を活用して、博物館資料を取得することができるよう所要の整備を行うこととした。

●兵庫県留置施設視察委員会条例（条例第26号）

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正により、警察本部に、留置施設を視察し、その運営に関して意見を述べるための機関として留置施設視察委員会を置き、その組織及び運営に関して必要な事項は条例で定めることとされることに伴い、兵庫県留置施設視察委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

●兵庫県警察本部の組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部改正に伴い、留置場の用語を留置施設に改めることとした。

●兵庫県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第28号）

街頭犯罪対策、身近な知能犯罪対策、大規模繁華街犯罪対策等を強化することにより危機的状況にある治安を回復させるとともに、大規模テロの未然防止を図り、県民が真に求めている安全と安心の確保に資する体制を確立するため、警察官の定数を130人増員することとした。

●拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

拡声機の使用により生ずる暴騒音（以下「暴騒音」という。）に対する取締りの現状にかんがみ、拡声機の使用時における地域の平穏をより適切に保持するため、暴騒音の認定のための音量の測定方法を改めるほか、暴騒音を生じさせる行為（以下「違反行為」という。）の停止を命じられた者が更に継続し、又は反復して違反行為をしたときは、その者に対し、警察署長が一定の時間及び区域を指定して拡声機の使用の停止その他の措置を命ずることができるようにする等所要の整備を行うこととした。

●警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

勤務の特殊性並びに国及び他の都道府県の同種の手当の支給状況等を考慮して、警察職員に支給する特殊勤務手当の支給対象を見直すとともに、その支給額を改定することとした。

●兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（条例第31号）

近年の医療を取り巻く環境の変化及び県内における医療提供体制と各病院の現状を踏まえ、県立病院を医療面での県民の安全・安心ネットワークの拠点として、医療内容の向上及び運営の強化を図るための診療機能の見直しを行う一環として、兵庫県立成人病センターの名称を兵庫県立がんセンターに改め、兵庫県立尼崎病院の診療科目に呼吸器科、脳神経外科及び呼吸器外科を追加、産婦人科を削除し、兵庫県立塚口病院の診療科目に心療内科、アレルギー科、小児外科及び泌尿器科を追加、神経内科、呼吸器科及び脳神経外科を削除し、兵庫県立西宮病院の診療科目に循環器科を追加することとした。

条 例

兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第8号

兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

兵庫県立母と子の島の設置及び管理に関する条例（昭和57年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名中「兵庫県立母と子の島」を「兵庫県立いえしま自然体験センター」に改める。

第1条中「とのふれあいの中で、親と子が心身を鍛練し、創造性を高める」を「に親しみ、自然を理解し、自然と共に生きる体験をする機会を提供する」に、「心の通い合った幸せな家庭づくり」を「人と自然、人と人とのつながりを深めること」に、「兵庫県立母と子の島」を「兵庫県立いえしま自然体験センター」に、「母と子の島」を「センター」に改める。

第2条中「母と子の島」を「センター」に改める。

第3条中「母と子の島」を「センター」に改め、同条第1号中「親と子の学習活動」を「自然体験活動及び環境学習」に、「利用させる」を「県民の利用に供する」に改め、同条第2号中「自然学習」を「自然体験活動、環境学習」に改め、同条第3号中「野外活動指導者等」を「野外活動指導者、環境学習指導者等」に改める。

第4条から第9条までの規定中「母と子の島」を「センター」に改める。

別表中「別表（第8条関係）」を ^{「別表（第8条関係）」} 1 センターの利用料金の基準額 に改め、同表に次のように加える。

2 有料施設の利用料金の基準額

区 分	基 準 額	備 考
研究室	1室1日につき 1,500円	「1日」とは、9時から翌日8時までの利用をいう。
海中観察用カヌー	1艇1時間につき 1,000円	

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月16日

兵庫県知事 井戸 敏 三

兵庫県条例第9号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

別表第4の21の部(1)の款中「建築物に関する確認申請手数料」を「建築物に関する確認申請又は計画通知手数料」に改め、「審査」の右に「又は法第18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査」を加え、同款の次に次のように加える。

(1)の2 構造計算適合性判定 手数料	法第6条第5項、 第6条の2第3 項又は第18条第 4項の規定に基づき構造計算適合性判定	構造計算が法第 20条第2号イ又 は第3号イに規 定するプログラ ムにより行われ たものである場 合	床面積が1,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 115,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 137,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 151,000円
			床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 191,000円
			床面積が50,000平方メートルを超えるもの	1の建築物につき 323,000円
	構造計算が法第 20条第2号イに 規定する国土交 通大臣が定めた 方法により行わ れたものである 場合		床面積が1,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 167,000円
			床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 215,000円
			床面積が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 248,000円

			床面積が10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内のもの	1の建築物につき 324,000円
			床面積が50,000平方メートルを超えるもの	1の建築物につき 590,000円

別表第4の21の部(2)の款中「建築設備に関する確認申請手数料」を「建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料」に改め、「審査」の右に「又は法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査」を加え、「確認を受けた」を「確認済証の交付を受けた」に改め、同部(3)の款中「工作物に関する確認申請手数料」を「工作物に関する確認申請又は計画通知手数料」に改め、「審査」の右に「又は法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第2項の規定に基づく工作物に関する計画の通知に対する審査」を加え、「確認を受けた」を「確認済証の交付を受けた」に改め、同部(4)の款中「中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請手数料」を「中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、「審査」の右に「又は法第18条第17項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査」を加え、同部(5)の款中「建築設備に関する完了検査申請手数料」を「建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、「審査」の右に「又は法第87条の2において準用する法第18条第14項の規定に基づく建築設備に関する完了の通知に対する審査」を加え、同部(6)の款中「工作物に関する完了検査申請手数料」を「工作物に関する完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、「審査」の右に「又は法第88条第1項又は第2項において準用する法第18条第14項の規定に基づく工作物に関する完了の通知に対する審査」を加え、同部(7)の款中「中間検査をした建築物に関する完了検査申請手数料」を「中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、「審査」の右に「又は法第18条第17項の規定に基づく特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する法第18条第14項の規定に基づく完了の通知に対する審査」を加え、同部(8)の款中「建築物に関する中間検査申請手数料」を「建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、「審査」の右に「又は法第18条第17項の規定に基づく建築物に関する特定工程終了の通知に対する審査」を加え、同部(9)の款中「建築設備に関する中間検査申請手数料」を「建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、「審査」の右に「又は法第87条の2において準用する法第18条第17項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了の通知に対する審査」を加え、同部(10)の款中「工作物に関する中間検査申請手数料」を「工作物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に、「第7条の3第2項」を「第7条の3第1項」に改め、「審査」の右に「又は法第88条第1項において準用する法第18条第17項の規定に基づく工作物に関する特定工程終了の通知に対する審査」を加え、同部備考中6を8とし、2から5までを4から7までとし、

1の次に次のように加える。

- 2 (1)の2の款に掲げる床面積は、次の(1)及び(2)に定める面積とする。
- (1) 建築物を建築する場合（大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又は確認済証の交付を受けた建築物の計画の変更をする場合を含む。） 当該構造計算適合性判定に係る部分の床面積
- (2) 一の建築物がエキスパンションジョイント等により構造的に分かれている場合
それぞれの部分ごとの床面積
- 3 建築物に関する確認の申請又は建築物に関する計画の通知に係る建築物の計画に法第6条第5項又は第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定を要する部分が含まれる場合における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、当該構造計算適合性判定に係る構造計算適合性判定手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

別表第4の27の部(1)の款中「6,000円」を「4,500円」に改め、同表37の部(5)の款中「第38条の4第21項」を「第38条の4第20項」に改め、同表58の部(5)の款事務の区分の欄及び金額の欄を次のように改める。

法第69条の8第2項の規定に基づく更新研修の実施	介護支援専門員証の有効期間中に介護支援専門員の業務に従事しているか又は従事していた経験を有する者に対する更新研修	介護支援専門員証の有効期間の更新が初回の場合	22,000円（厚生労働大臣が定める介護支援専門員等に係る研修の基準（平成18年厚生労働省告示第218号）第3号の表注2に掲げる科目を受ける場合は13,000円、同表に掲げる科目のうち同表注2に掲げる科目以外の科目を受ける場合は9,000円）
		介護支援専門員証の有効期間の更新が2回目以降の場合	9,000円
	介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者に対する更新研修		18,000円

別表第5中2の部を削り、1の部を2の部とし、同部の前に次のように加える。

- 1 児童福祉法に関する手数料

手数料	事務	指定試験機関等
保育士試験手数料	児童福祉法（以下この部において「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験の実施	法第18条の9第1項に規定する指定試験機関

（兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第2条 兵庫県立但馬文教府の設置及び管理に関する条例（昭和38年兵庫県条例第100号）の一部を次のように改正する。

別表団体で利用する場合の款和室集会室の項及びトレーニング室の項、同款備考の欄3並びに同表個人で利用する場合の款トレーニング室の項を削り、同款備考の欄1中「それぞれの」を削る。

（兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第3条 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例（昭和45年兵庫県条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表西播磨文化会館の部団体で利用する場合の款和室会議室の項、和室集会室の項及びトレーニング室の項並びに個人で利用する場合の款トレーニング室の項を削り、同款備考の欄1中「それぞれの」を削り、同表淡路文化会館の部団体で利用する場合の款和室会議室の項、和室集会室の項及びトレーニング室の項並びに個人で利用する場合の款トレーニング室の項を削り、同款備考の欄1中「それぞれの」を削る。

（兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第4条 兵庫陶芸美術館の設置及び管理に関する条例（平成17年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 知事は、陶芸美術品等を特別に展示している場合における観覧料について、前項に規定する額により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該観覧料の額を展示の内容等に応じて定めることができる。

（兵庫県立学校授業料等徴収条例の一部改正）

第5条 兵庫県立学校授業料等徴収条例（昭和37年兵庫県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条の2中「300円」を「310円」に改める。

別表高等学校の項授業料の欄及び中等教育学校の項授業料の欄を次のように改める。

年額	118,800円
年額	32,400円
	—

年額	118,800円
1 単位	1,620円
年額	118,800円

(阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターの設置及び管理に関する条例(平成14年兵庫県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第8条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 特別な展示をする場合における第4条に規定する料金の額は、前項の規定にかかわらず、指定管理者が知事の承認を受けて定めるものとする。

(兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 兵庫県立総合衛生学院の設置及び管理に関する条例(昭和46年兵庫県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「9,600円」を「9,900円」に改める。

(兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 兵庫県立障害者スポーツ交流館の設置及び管理に関する条例(平成18年兵庫県条例第26号)の一部を次のように改正する。

別表1の部本館体育室の款中「本館体育室」を「体育室」に改め、同部分館体育室の款を削り、同表2の部本館体育室の款中「本館体育室」を「体育室」に改め、同部分館体育室の款を削る。

(兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例の一部改正)

第9条 兵庫県立職業能力開発校の設置及び運営に関する条例(昭和48年兵庫県条例第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「193,000円」を「199,000円」に改める。

(兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 兵庫県立但馬技術大学の設置及び管理に関する条例(昭和57年兵庫県条例第39号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「193,000円」を「199,000円」に改める。

(兵庫県立農業大学の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第11条 兵庫県立農業大学の設置及び管理に関する条例(昭和58年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「9,600円」を「9,900円」に改める。

(兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 兵庫県立フラワーセンターの設置及び管理に関する条例(昭和51年兵庫県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第10条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 指定管理者は、特別の展示会を開催する場合における第4条に規定する料金の額について、前項の規定による額により難いときは、同項の規定にかかわらず、当該料金の額を知事の承認を受けて定めることができる。

(道路占用料の徴収等に関する条例の一部改正)

第13条 道路占用料の徴収等に関する条例（昭和43年兵庫県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第1号に掲げる工作物の款地下電線その他地下に設ける線類の項中「地下電線その他地下に設ける」を「地下に設ける電線その他の」に改め、同表政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の款の次に次のように加える。

政令第7条第8号に掲げる器具	占用面積1平方メートルにつき1年	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額	A に 0.018 を乗じて得た額
----------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------

別表政令第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所の款中「第7条第8号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所」を「第7条第9号及び第10号に掲げる施設」に改め、同表備考7中「第7条第8号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所」を「第7条第9号及び第10号に掲げる施設」に改める。

(兵庫県港湾施設管理条例の一部改正)

第14条 兵庫県港湾施設管理条例（昭和36年兵庫県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1 港湾施設の設備を使用する場合の款中

来訪船舶係留施設	艇長1メートルにつき24時間
----------	----------------

来訪船舶係留施設	艇長1メートルにつき24時間	7
艇長6メートル未満の船舶	1隻につき1月	14.0

760円

を

利便機能付係留施設	艇長6メートル以上7.5メートル未満の船舶	1隻につき1月	15,0
	艇長7.5メートル以上の船舶	1隻につき1月	15,000円 長1メートル又は1メートルに満た 端数を増 とに150 加算した

60円	
00円	
00円	
に艇 トル ート ない すご 円を 額	

に改め、同表工作物、物件又は施設を設けて港湾施設を使用する場合

の款荷役機械及びその附属施設の項中「2,750円」を「2,880円」に改め、同款上屋、倉庫及び事務所並びにその附属施設の項中「2,580円」を「2,700円」に改め、同款その他のものの項中「1,350

円」を「1,410円」に、「140円」を「147円」に改める。

別表第2 港湾施設の設備を使用する場合の款来訪船舶係留施設の項の次に次のように加える。

利便 機能 付係 留施 設	艇長6メー トル未満の 船舶	1隻につき1 月	14,000円	
	艇長6メー トル以上7. 5メートル 未満の船舶	1隻につき1 月	15,000円	
	艇長7.5メー トル以上の 船舶	1隻につき1 月	15,000円に艇 長1メートル 又は1メート ルに満たない 端数を増すご とに150円を 加算した額	

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第15条 兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第3の12の部運動施設の款球技場の項の次に次のように加える。

屋内 テニ スコ ート	全面	興行のために利用 する場合	専用でテニスに利 用するとき。	供用開始時刻から 13時まで	322,000円
				13時から17時まで	322,000円
				17時から供用終了 時刻まで	322,000円
				供用開始時刻から 供用終了時刻まで	966,000円
			専用でテニス以外 に利用するとき。	供用開始時刻から 13時まで	476,000円
				13時から17時まで	476,000円

			17時から供用終了時刻まで	476,000円	
			供用開始時刻から供用終了時刻まで	1,428,000円	
興行のため以外に利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1時間につき		26,600円	
			専用でテニス以外に利用するとき。	供用開始時刻から13時まで	161,000円
				13時から17時まで	161,000円
				17時から供用終了時刻まで	161,000円
				供用開始時刻から供用終了時刻まで	483,000円
センターコート	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1回につき	150,000円	
		専用でテニス以外に利用するとき。	1回につき	228,000円	
興行のため以外に利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1時間につき		4,200円	
		専用でテニス以外に利用するとき。	1回につき	75,000円	
サブコート	興行のために利用する場合	専用でテニスに利用するとき。	1面につき1回	102,000円	
		専用でテニス以外に利用するとき。	1面につき1回	150,000円	